

【公開版】

提出年月日	令和2年1月24日	R1
日本原燃株式会社		

六ヶ所廃棄物管理施設における
新規制基準に対する適合性

安全審査 整理資料

第14条：管理施設

目 次

1 章 基準適合性

1. 基本方針

1. 1 要求事項の整理

1章 基準適合性

1. 基本方針

1. 1 要求事項の整理

廃棄物管理施設について、事業許可基準規則と再処理施設安全審査指針との比較及び当該指針を踏まえたこれまでの許認可実績により、事業許可基準規則第14条において追加された又は明確化された要求事項を整理する。

(第1表 事業許可基準規則第14条と再処理施設安全審査指針 比較表)

第1表 事業許可基準規則第14条と再処理施設安全審査指針 比較表 (1 / 2)

事業許可基準規則 第14条 (管理施設)	再処理施設安全審査指針	備 考
<p>第十四条 (管理施設)</p> <p>廃棄物管理施設には、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を管理する施設を設けなければならない。</p> <p>一 放射性廃棄物を管理するために必要な容量を有するものとする。</p> <p>二 管理する放射性廃棄物の性状を考慮し、適切な方法により当該放射性廃棄物を保管するものとする。</p> <p>三 放射性廃棄物の崩壊熱及び放射線の照射により発生する熱によって過熱するおそれがあるものは、冷却のための必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>指針8. 貯蔵等に対する考慮</p> <p>再処理施設における使用済燃料の貯蔵、製品貯蔵、放射性廃棄物の保管廃棄等の放射性物質の貯蔵等は、適切な貯蔵容量及び冷却の機能を有するとともに一般公衆の線量が十分に低くなるように、適切な遮蔽等の機能を有する施設で行う設計であること。</p>	<p>変更無し</p>

第1表 事業許可基準規則第14条と再処理施設安全審査指針 比較表 (2 / 2)

事業許可基準規則 第14条 (管理施設)	再処理施設安全審査指針	備 考
<p>【規則の解釈】</p> <p>1 第1号に規定する「管理するために必要な容量を有するもの」とは、将来的に廃棄物管理施設に受け入れる放射性廃棄物の量、受け入れた放射性廃棄物の処理に伴い発生する固体状の放射性廃棄物の量を考慮して放射性廃棄物を貯蔵・管理できる能力があることをいう。</p> <p>2 第2号に規定する「適切な方法により当該放射性廃棄物を保管」とは、放射性廃棄物の過積載等により管理施設又は廃棄体の損壊のおそれ等がない保管をいう。</p> <p>3 第3号に規定する「冷却のための必要な措置」とは、発熱性廃棄物の管理に当たり貯蔵方法を考慮した上で、管理する放射性廃棄物の閉じ込めの機能を維持できるよう崩壊熱を除去できる措置のことをいう。</p>	<p>指針8. 貯蔵等に対する考慮</p> <p>再処理施設における使用済燃料の貯蔵、製品貯蔵、放射性廃棄物の保管廃棄等の放射性物質の貯蔵等は、適切な貯蔵容量及び冷却の機能を有するとともに一般公衆の線量が十分に低くなるように、適切な遮蔽等の機能を有する施設で行う設計であること。</p>	<p>前記のとおり</p>